

杉戸町マスコットキャラクター  
すぎぴよん

デザイン使用ガイドライン



平成 22 年 11 月  
埼玉県杉戸町

# CONTENTS

---

- 01 はじめに／ご利用にあたって
- 02 杉戸町マスコットキャラクター「すぎぴょん」誕生  
名前の由来
- 03 基本デザイン
  - カラーの場合（色指定）
  - モノクロの場合（色指定）
- 05 デザインバリエーションについて  
マスコットキャラクター表示ルールと使用禁止例
- 07 問い合わせ先

## はじめに

このデザイン使用マニュアルは、杉戸町マスコットキャラクター「すぎぴょん」を正しく使用していただくために、その表現方法や注意事項についてまとめたものです。

マスコットキャラクターが町民の皆様をはじめ多くの方々に親しまれ、愛されるよう、さまざまなものに積極的に活用していただきますようお願いいたします。

## ご利用にあたって

マスコットキャラクターに関する著作権、使用权は杉戸町に帰属します。マスコットキャラクターを使用する場合は、本書と併せて「杉戸町マスコットキャラクター「すぎぴょん」使用取扱要綱」もご参照いただき事前の使用承認申請をお願いいたします。

# 杉戸町マスコットキャラクター すぎぴょん 誕生！



平成 22 年 11 月 3 日、杉戸町の新しいマスコットキャラクターが誕生しました。

「すぎぴょん」は、町名であり、町の木でもある「杉」と、鷺の羽ばたきのような町域の形から「翼」を組み合わせてデザインされました。

今後、マスコットキャラクターを通じて杉戸町の魅力をどんどんお伝えし、町の観光や物産のPR、町内の各イベントを支援していきますので、よろしくお願いします。

## 名前の由来

かわいい杉の木が今にもぴょんぴょんと跳ねまわっていく様子から命名されました。

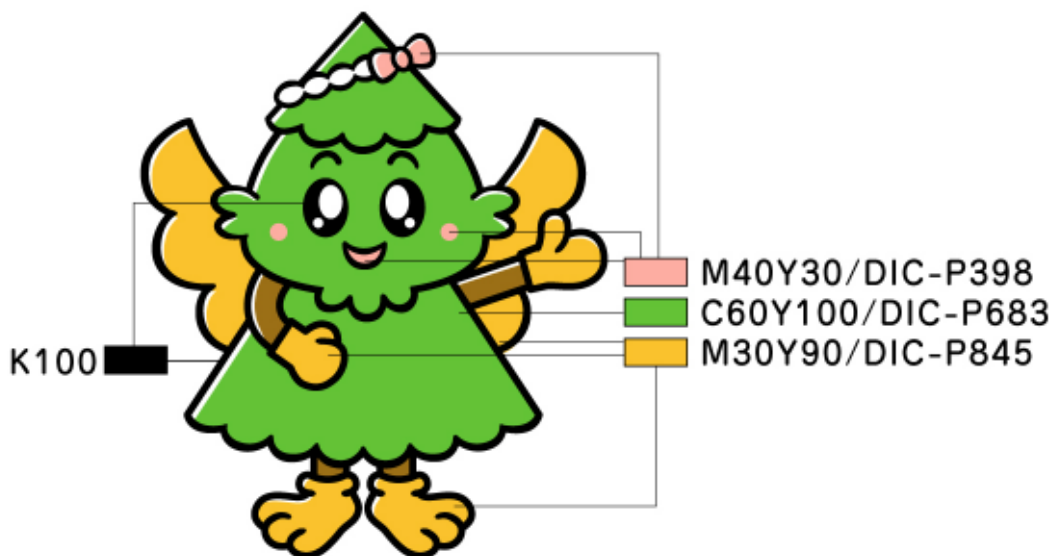
## 基本デザイン

基本となるデザインは次のとおりです。

デザインの使用にあたっては、杉戸町から公式に支給されたデータをそのまま使用してください。

### ●カラーの場合（色指定）

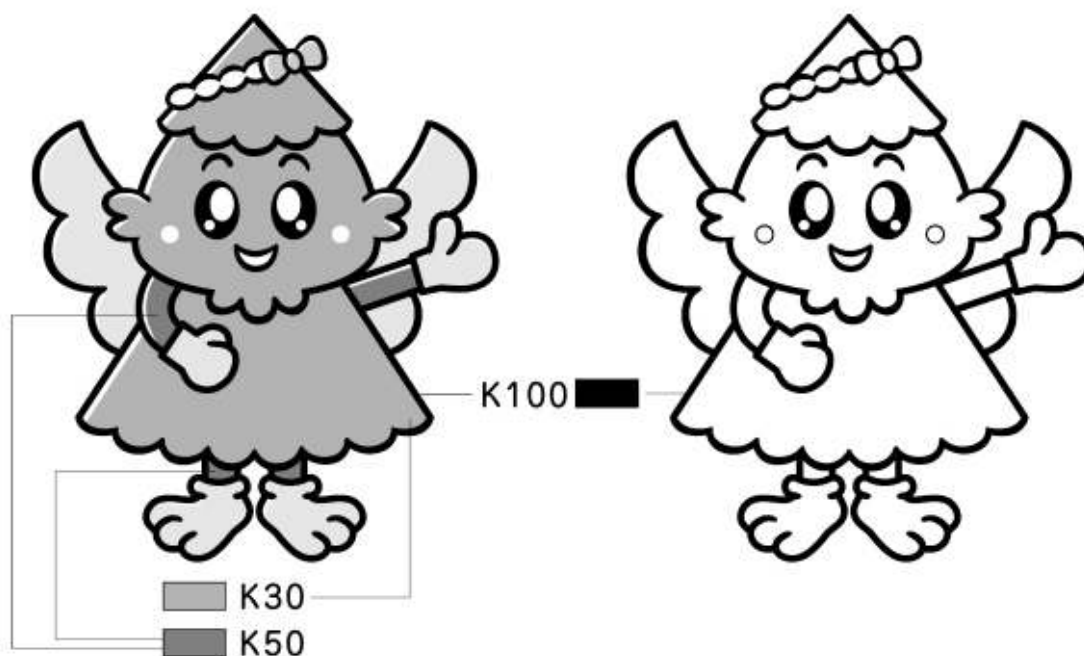
カラーで使用する場合、下記の色指定に従ってください。使用する素材などの関係で、プロセスカラー（CMYK）の色指定が出来ない場合には、可能な限り指定色に合わせるよう最大限の努力をお願いします。



## ●モノクロの場合（色指定）

---

モノクロで使用する場合、下記の色指定に従ってください。使用する素材などの関係で、プロセスカラー（CMYK）の色指定が出来ない場合には、可能な限り指定色に合わせるよう最大限の努力をお願いします。



## デザインバリエーションについて

キャラクターがさまざまなポーズをしているデザインもあり、それらを使用することも出来ます。キャラクターのポーズについては、別紙「デザインバリエーション 2010」を参照してください。

(デザインバリエーションは、随時、追加していく予定です。)

## マスコットキャラクター表示ルールと使用禁止例

キャラクターの各種デザインは正しく表示することによってPR効果が高まります。

マスコットキャラクターの個性、イメージの統一を図るため、以下の通り表示のルールと使用禁止例を定めます。美しさを欠いたり、受け手に不快感を与えたり、視認性を損なうような表現は絶対に避けてください。

### ○最小表示

---

---

キャラクターを小さく表示しすぎると、視認性が確保できません。デザインを表示する場合は、下記を参考に小さくなりすぎないように注意してください。



最小表示の目安

10mm 以上で表示してください。

## ○その他の使用禁止例

×変形することはできません。



×左右反転して使用することはできません。



×指定色以外の色の使用はできません。



×キャラクターと調和しない形状や色などを周辺に配置しないでください。



×キャラクターに指定の物以外の物を持たせたり、違う要素を加えたり表情など細部を部分的に加工することはできません。



×キャラクターを重ねて使用することはできません。



×キャラクターを部分的に切り取って使用することはできません。



！背景によって視認性が損なわれる場合は天地左右にキャラクターの大きさの10%にあたるホワイトスペースをとります。



## 問い合わせ先

### 杉戸町

〒345-8502 杉戸町清地 2-9-29

杉戸町役場産業課商工担当

【TEL】 0480-33-1111 内線 308

【E-mail】 sangyou@town.sugito.saitama.jp



本ガイドラインからの無断転載・転用を禁じます。  
杉戸町マスコットキャラクター「すぎびよん」の  
著作権等一切の権利は杉戸町に属します。

作成：平成 22 年 11 月